

清末山東省における日本製紙幣の導入

著者	何 娟娟
雑誌名	東アジア文化交渉研究 = Journal of East Asian cultural interaction studies
巻	12
ページ	423-432
発行年	2019-03-31
その他のタイトル	Shandong province introduced paper currency made in Japan during Late Qing Dynasty
URL	http://hdl.handle.net/10112/16793

清末山東省における日本製紙幣の導入

何 娟 娟

Shandong province introduced paper currency
made in Japan during Late Qing Dynasty

HE Juanjuan

Since middle 19th century, the secluded China was forced to be open to the outside world due to trading with foreign countries, as a result, China's feudal coinage evolved gradually into a semi-colonial and semi-feudal system. In this period, significant outflow of China's silver currency accounted for silver price surge, besides, foreign silver dollars streamed into China, which damaged badly the old silver system. At the same time, because of production shortage of copper in Yunnan Province and lead in Guizhou Province, the price of imported copper was high, which resulted in insufficiency of copper-made official currency, and then the private currency flooded into the market. At that time, silver, silver dollars, copper dollars, official currency and private currency were all in circulation, thus putting China's currency market in an unprecedented chaos, which stunted seriously the economic growth across the country. Therefore, local governors led by Zhang Zhidong, General Governor of Hunan and Hubei Provinces, attempted to issue banknotes to address the worsening local finance. However, as then printing technologies were limited, counterfeit banknotes appeared frequently, Governor Zhang decided to introduce Japan-made banknotes into China. Thereafter, ministers like Yuan shikai followed his step. Shandong Provinces commissioned Japanese Government Printing Bureau to produce silver dollar notes in 1901 and 1902 respectively. Those notes were in good circulation in the market, relieving greatly the financial pressure of Shandong Province. Given that, this thesis will discuss in details about Governor Yuan commissioning Japanese Government Printing Bureau and introducing Japan-made banknotes.

キーワード： 清末 山東銭局 日本印刷局 日本製紙幣

一 はじめに

19世紀中期以降の中国はアヘン貿易により中国の銀が海外へ大量に流出し、物価が高騰した。他方、外国の銀元が中国市場に大量に輸入され、中国の旧来の銀両制度が破壊されたと同時に、貨幣鑄造のための雲南省産の銅の産量が不足し、外国から輸入する銅塊の価値も高騰するなどの経済混乱が見られた。このため一部では銅による制銭の供給不足で小銭が市中に横行する現象が出現している。

このような状況下で、1896年湖広総督であった張之洞は銅の制錢の不足を改善する方法として日本から日本製紙幣を導入し¹⁾、商人や人々に非常に歓迎を受け、順調に市場で流通した²⁾。そのため、袁世凱も張之洞の方法を習い、日本製の紙鈔票の導入を計画したのであった³⁾。

袁世凱の幣制改革について、朱宗震氏は「袁世凱政府的幣制改革」⁴⁾において、袁世凱の幣制統一、本位制の形成、金融体系の確立などを肯定するが、紙幣を発行のため混乱を引き起こしたと批判している。劉卓氏は「袁世凱政府的幣制改革与京鈔風潮」⁵⁾において、辛亥革命以後、政治の変革により経済の発展を引き起こし、幣制改革の問題は何らかの対応に迫られ、袁世凱は銀幣統一、紙幣整理の幣制改革を通じて、財政困難の状況を改善することを企図したと述べている。李育安氏の「北洋政府時期的幣制和紙幣的流通」⁶⁾は、北洋政府の幣制改革期に発行された「袁頭幣」の地位やその紙幣としての流通の特色を論じた。

これらの研究は1910年以降、袁世凱の幣制改革の諸問題を考察するが、1910年以前の山東巡撫になった袁世凱の幣制改革、特にその幣制改革の過程において紙幣が発行されたことには何等言及していない。

そこで本論文は、清国山東巡撫であった袁世凱が実施した幣制改革の過程において日本製紙幣を導入した事情について明らかにするものである

二 山東省における日本製紙幣導入の背景

(一) 湖北省における日本製紙幣の導入

光緒15年(1889年)に、湖広総督であった張之洞を湖広総督へ転出させる命が下る⁷⁾。彼が着任早々に直面した問題の一つに貨幣問題があった。その貨幣とは小錢と呼称され官製の制錢と比べて軽量の私鑄錢で、「銅鋪私銷」⁸⁾などと私鑄錢が横行していたとされる。太平天国以降各省の制錢鑄造が停止し、また雲南省の銅産出が減少し、制錢が供給不足になっていた。そのため私鑄の小錢が市中に横行していた⁹⁾。私鑄錢の横行は全国的に共通した現象であったが、湖北省の場合、他省以上に深刻な問題を抱えていた。光緒帝19年(1893年)に張之洞は省政府による銀元の機械鑄造案を上奏する。これが張之洞の採った銅錢不足解消策であった。そして、張之洞は銀元局を創設する。彼が銀元を以て銅錢に代替させようとし

1) 劉四平、李細珠、「張之洞与晚清貨幣改革」、『歴史档案』、2002年第1期、100-109頁。

2) 『張之洞全集』、「札錢尙就近在日本点收頭批銀元票八万張」、第5冊、河北人民出版社、1998年11月、第3906頁。

3) 『張之洞全集』、「張之洞存各处來電」、「壬寅六月初七日保定袁制台來電」、河北人民出版社、1998年9月、第54函。

4) 朱宗震、「袁世凱政府的幣制改革」、近代史研究、1989年、第2期。

5) 劉卓、「袁世凱政府的幣制改革与京鈔風潮」、蘭州學刊、2006年、第7期。

6) 李育安、「北洋政府時期的幣制和紙幣的流通」、鄭州大學學報(哲學社會科學版)、1995年、第6期。

7) 『張文襄公全集』卷二十九、奏議二十九、光緒十五年十一月二十七日付の「到湖広任謝恩摺に「茲于光緒十五年十一月二十五日行抵湖北省城」(『張文襄公全集』第二冊、河北人民出版社、1998年9月、755頁)とある。

8) 『張文襄公全集』公牘十一「札司道籌議錢法」(『張文襄公全集』第二冊、河北人民出版社、1998年9月、2632(2631-2362)頁)。

9) 『支那經濟全書』東亞同文會編纂、1908年、第一輯、第五編物価、255頁。

た。第一に、従来銅銭で納められていた釐金、塩課などの税をこの湖北銀元で納めること、また官金としてこれを使用することを許可した。以上は省内向けの解消策である¹⁰⁾。第二に、湖北銀元が市場価格で取引されることを認め、各地における流出を放任した。これは省外への流通の便を図ったものと言える¹¹⁾。第三に、京餉、協餉と言った省外への官金の移動は、従来通り紋銀に基づくこととした¹²⁾。

このような張之洞の政策にも係わらず、相変わらずの銅貨需給の逼迫とそれによる銅銭騰貴があった。銀元鑄造高が上昇するなか、光緒23年（1897年）に張之洞は「臣等與司道熟商、惟有設立官錢局、制為錢票、銀元票」¹³⁾と、官錢局を創設する。官錢局の主要業務は、額面一元の銀元票、一千文の官錢票を発行し流通させることであった。銀元が発行され流通しても、銅貨需要を緩和させることは出来なかった。張之洞は、その理由は投機を狙った錢莊の銅銭備蓄が主要原因であると考えた。特に地丁銀の納税の際、錢莊において銅銭を銀に兌換するためとみなした¹⁴⁾。しかしそもそも銀元のみで銅銭の代替をさせることは、数量の上で不可能である。そこで官錢局を設置して、銅銭に代替すべく銀元票、官錢票を発行したのである。

光緒22年（1896年）、王秉恩は湖北省の銀元局によって銀元票を発行することを張之洞に提案した。張之洞は、光緒24年12月5日（1899年1月16日）に電報を日本の神戸に向けて発信し、日本神戸に駐在する中国領事官張恂へ電報を送り、「銀元票」の件について鄺國華への取り次ぎを依頼していた¹⁵⁾。「銀元票」の製造を日本に依頼するため、張之洞は鄺國華を暫く湖北省に帰郷させず、日本で事務処理を行うように命じている¹⁶⁾。鄺國華は、錢票の図様、印刷の数、手続費、交付と完成の時間等問題について日本の印刷局と相談している¹⁷⁾。光緒25年（1899）に「一元」銀元票を100万枚導入し、評判が良かったため、光緒26年（1900）には8万枚の「一元」銀元票を追加した。張之洞が導入した日本製紙幣は商人や人々に非常に歓迎を受け、順調に市場で流通し¹⁸⁾、当時湖北省の貨幣混乱と財政危機をある程度で緩和させた。そのため、山東省の巡撫になった袁世凱は張之洞の導入した日本製紙幣の成功を見て参照しようとした。

（二）山東省における貨幣改革の推移

袁世凱（1859～1916）は、咸豊9年（1859）8月20日、河南陳州府項城県に生まれ、まず官僚を志

10) 註10同『張文襄公全集』卷三十三、奏議三十三、光緒十九年八月十九日付の「請鑄銀元摺」による。

11) 『張文襄公全集』卷三十八、奏議三八、光緒二十一年閏五月二十七日付の「進呈湖北新鑄銀元並籌行用辦法摺」に（『張文襄公全集』第二冊、河北人民出版社、1998年8月、1009-1010頁）とある。

12) 註10同『張文襄公全集』卷三十三、奏議三十三、光緒十九年八月十九日付の「請鑄銀元摺」による。

13) 『張文襄公全集』卷四十五、奏議四五、光緒二十三年正月十二日付の「設立官錢局片」に、『張文襄公全集』第二冊、河北人民出版社、1998年8月、1224頁）とある。

14) 『張文襄公全集』卷四十五、奏議四五、光緒二十三年正月十二日付の「設立官錢局片」に、『張之洞全集』第五冊、河北人民出版社、1998年8月、1224頁。

15) 『張之洞全集』、河北人民出版社、1998年11月、第9冊、電牘58、7699頁。

16) 『張之洞全集』、河北人民出版社、1998年11月、第9冊、電牘58、7699頁。

17) アジア歴史資料センター、外務省外交史料館、B11090620800、(第38、39画像)。

18) 『張之洞全集』、「札錢恂就近在日本点収頭批銀元票八万張」、第5冊、河北人民出版社、1998年11月、3906頁。

し、科擧に2度挑戦したが及第せず文官の道を断念した。そこで軍人となることを志し、光緒7年(1881)には李鴻章幕下の淮軍に身を投じ、仕官の道を始めた。1899年12月に臨時に山東巡撫を代行し、1900年3月に山東巡撫になった。1901年11月から1906年まで直隸総督兼北洋大臣を務めていた¹⁹⁾。

光緒26年(1900)に袁世凱が山東巡撫であった時に、清朝廷は義和団事件らによる財政難から「山東籌銀十萬兩、趕緊解交直隸保定府布政使衙門兌收」²⁰⁾と、山東省に銀十萬兩の調達を命じた。これに対して、袁世凱は「惟查東省庫儲本極支絀、常年会計往往入不敷出…如無多方支撐、異常拮据、即本省尚不遑自給、實難協濟他省。懇天恩俯準、改指他省籌解。」²¹⁾と、山東省の倉庫に蓄えられる金銭と物資が極めて少なく、常年の収入だけでは支出が追いつかない。他省の協力が必要であるとしたように、当時の山東省は財政状態が極めて悪化していたのである。

さらに義和団事件と庚子事変後にドイツの勢力が山東省に拡大してきた。袁世凱は、「東省銀元自行設局鑄造片」において、

德人經營鐵路、現火車已達高密、轉瞬即抵濰縣。不數年間、竊恐德人銀元、慚將通行東境、殊足侵損利權、必須趕速自籌鑄造。如赴廣東、湖北附鑄、不但往返運解、所費不貲、且各省均往附鑄、則挹彼注此、為數必不能過多、越境需時、応付亦必難捷速、欲以抵制外人、殊恐弗及。²²⁾

と指摘しているように、イギリス、ドイツが山東省で日々勢力を拡大し、ドイツ人が建設した鉄道は濰縣に達することになっていた。もしドイツが、山東省で銀元を先に発行すれば、中国の権利は必ず侵害されることは明らかであった。しかし湖北省、広東省に銀元の鑄造を依頼するには費用と時間は多くかかり、ドイツなどの外国の銀元に抵抗することは困難と見られた。

山東省の経済の発展を促進し、財政の状況を改善し、ドイツの銀元の流通を制止するため、袁世凱は、光緒26年(1900)に朝廷に対して、

鑄造銀元与錢法相輔而行、較為利便。反復籌計、窒碍甚多、合無仰懇天恩、俯準東省銀元仍自行設局鑄造、俟機器購定、開辦有期、再行妥定章程、隨時具奏。²³⁾

と、銀元の鑄造と錢法を同時に実行することを主張した。しかし実現はできなかった。山東省で独自に銀元局を設立させ、銀元を製造することを企図した。そのため機械の購入と銀元局の開設を完成し、章程を制定した後、朝廷に上奏した。1901年袁世凱は再び朝廷に「西方国家的致富之途、大要在採鋁産、

19) 佐久間東山、『袁世凱伝』、現代思潮社、1985年7月、27-28頁。

20) 廖一中、羅真容、『袁世凱奏議』、「部撥協濟直省餉銀十萬兩請改指他省籌解析」、上冊、天津古籍出版社、1987年、214頁。

21) 廖一中、羅真容、『袁世凱奏議』、「部撥協濟直省餉銀十萬兩請改指他省籌解析」、上冊 天津古籍出版社、1987年、215頁。

22) 廖一中、羅真容、『袁世凱奏議』、「東省銀元自行設局鑄造片」、上冊、310頁。

23) 廖一中、羅真容、『袁世凱奏議』、「東省銀元自行設局鑄造片」、上冊、310頁。

造鐵路、通貨幣及一切生財之道」²⁴⁾と上奏し、さらに「臣現于省城創辦商務總局、議定章程、發局試辦、并籌辦官銀号、銀元局附于其中」²⁵⁾と銀元局の設立を要請した。

1896年にあった初名山東通濟錢局は、1901年に袁世凱が要請した山東官銀号として、光緒27年10月朝廷の許可を受け²⁶⁾、済南で再編し成立された。この銀元局によって、袁世凱はできるだけ早く紙幣を流通させることを考えたが、しかし清国の印刷技術が未熟であったため、印刷された紙錢票は直ちに模造され、偽造紙幣が出現する事態となった。その改善策として考えられたのが、張之洞が行ったと同様に、直接日本から精緻な紙幣を導入することであった。

そこで次に、袁世凱が日本の印刷局から紙幣を導入したことに関して述べたい。

三 山東省における日本製紙幣導入の過程

それでは袁世凱はどのように「日本印刷局」へ紙幣の製造を依頼したのであろうか。日本と中国に残された資料から検討してみたい。

袁世凱より日本印刷局に紙幣製造を依頼したことについて外務省外交史料館に残された「山東省巡撫袁世凱ヨリ紙幣製造ノ儀依頼ノ件 明治三十四年」²⁷⁾に次のようにある。

山東省巡撫袁世凱ハ同省官銀行ニ於テ、從來使用セシ紙幣ヲ廢シ、改タメテ本邦ニ依頼シ、本邦製錢ヲ以テ、製錢ヲ製造シ、且ツ之ヲ行使シ以テ偽造ヲ杜キ、且ツ流通ニ便セシトノ目的ニテ、此頃、同省道台馬廷亮ナル者ヲ当地ニ派出シ、小官ト交渉スル所アリタリ。此事ニシテ、成效セハ山東省ニ於テハ、利便少ナカラサルハ無論ナルノミナラス、同巡撫ニ対シテハ、本邦ニ於テ、不斷交情ノ連絡ヲ図リ置クコト、邦交ニ利益アル。又曾ニ湖北省ノ依頼ニ応シ、本邦印刷局ニ於テ、錢幣ヲ製造シタルコトアルヲ以テ、今回袁巡撫ノ請求ヲ受シ、同様ノ便宜ヲ與フルコトハ差支ナキモノト信ジ、馬道台ニ對シ、本邦ニ就キ、袁巡撫ヨリ直接ノ依頼アレハ、本官ハ周旋ノ勞ヲ取ルヘキ上、日面告セシニ昨日同巡撫ヨリ、左記ノ如キ電報ヲ接受セリ。

日本總領事官小田切兄鑒。山東省官銀號。現擬改用貴国所造票紙以杜偽造而便流通。曾遣馬道廷亮赴滬、面懇執事設法代造。務祈費心指示一切。瑣瀆清神。無任慚感。袁世凱欽。

前陣ノ如ク、袁巡撫ト本邦トノ交際上ノ關係モアリ。加フルニ、湖北ノ前例モアリ、之義ニ付、右代造方ニ関シ、印刷局ニ該立御煩シ度、又先方ニ於テハ、頻ニ急キ居我模様有、之候ニ付、印刷局ニ於テハ、承諾ヲ表セラシ候場合ニハ、電報ヲ以テ、御回示御仰キ度候。左スレハ、前記馬道台ヲ

24) 沈祖憲輯録、『養寿園奏議輯要』、台湾文海出版社、1967年、第225頁。

25) 廖一中、羅真容、『袁世凱奏議』、「創設東省商務局擬定試辦章程折」、上冊、343-344頁。

26) 廖一中、羅真容、『袁世凱奏議』、「東省銀元自行設局鑄造片」、上冊、310頁。

27) アジア歴史資料センター、外務省外交史料館、B1109620、(第2、3画像)。

シテ、早速交渉セシムヘリ候。又、今回製造ヲ依頼セシトスル紙幣ハ、拾両四萬枚、伍両六萬枚、壹両三十萬枚ニシテ、紙幣表裏面ノ文字ハ、一様ナルモノ該着色ハ、各種異様ニ有之候。此段度申候敬具。

明治三十四年八月十六日

総領事代理小田切萬壽之助

外務大臣曾禰荒助殿

とあるように、明治34年（1901）8月16日、清国に駐在する総領事代理小田切萬壽之助は、袁世凱から紙幣製造の件について外務大臣曾禰荒助に書簡を送った。書簡の中に袁世凱は山東省で使用している紙幣を廃止し、改めて日本製造の紙幣を製造し、偽造を防止するために、日本から紙幣の導入を企図することを述べている。山東省の道台馬廷亮が派遣され、小田切萬壽之助と交渉した。この件は日中双方に利益があり、しかも日本は以前に湖北省から依頼を受けたことがあったことから今回も受けようとしていた。

袁巡撫の依頼は小田切萬壽之助によって直接受理され、印刷局に依頼し、しかも袁世凱の方が急いで契約を望んでいた。もし印刷局が受けたら、小田切萬壽之助は電報ですぐ連絡してほしいとするものであった。依頼した紙幣は「拾両」が四萬枚、「伍両」が六萬枚、「壹両」が三十萬枚で、その紙幣は表裏面の文字が同じ、色彩を異なるようにするものであった。

外務総務長官内田康哉は、袁世凱の依頼を了解し、直ちに外務総務長官阪谷芳郎に連絡し、書簡を送った。「明治三十四年八月二十二日起草、同年八月二十二日發遣」²⁸⁾とあるように、その書簡の内容は以下のものである。

清国山東巡撫袁世凱ハ、同省行使紙幣偽造ノ道ヲ壮ク上共ニ杜キ、其流通ヲ便ニスルノ目的ヲ以テ、従来同省官銀行ニ於テ、行使セシ紙幣ヲ廢シ、改メテ本邦製紙ヲ以テ、紙幣製造方本邦へ依頼致度旨迄、上海帝国総領事代理へ申出、御趣ヲ以テ、全般同総領事代理製紙写シ通上申致、来日ニ就テハ、豫メ右諾否ニ関スル貴省之御意見承知候致、尚本件ハ先方ニ於テ、至急居御趣ニ付、委曲製紙ニテ、御了悉之上、至急御詮議ノ上、何分ノ御回答相来候様致度、此段及照会也。

明治三十四年八月二十二日

外務総務長官内田康哉

大蔵総務長官阪谷芳郎殿

明治34年8月22日に、内田康哉は、袁世凱が小田切萬壽之助に日本から紙幣の導入することの申し出があったことを阪谷芳郎に報告した。小田切萬壽之助はその依頼の製紙の写しを日本に送り、日本側の意見を待っており。内田康哉は結果が出たら阪谷芳郎に早く連絡してほしいとするものである。

印刷局長得能通昌は紙幣の依頼件を了解し、明治34年8月27日付にて内田康哉に返答した。

28) B3.4.3 Ref.B1109620、(第4画像)。

清国通用紙幣印刷方ニ付、大蔵総務長官宛御照会ニ於テ、当局ハ大蔵省ヨリ転送召コトニ就テハ、製造様式ニヨリ、此交期日ニハ長短ハ可召コト共、先般製造豫メ湖北銀元局紙幣ト貨式ナシハ、製造契約決定後十ヶ月間ヲ要シ、可ヤラニ付、右様候致、此段及照会也。

明治三十四年八月二十七日

印刷局長得能通昌

外務総務長官内田康哉²⁹⁾

と、大蔵省から転送された紙幣の製造様式と交付の期日は、先般の湖北省と同様であれば、製造契約を締結する後に、今回清国の通用する紙幣を製造する時間は十ヶ月程度必要であるとのことであった。

曾禰外務大臣は、日本印刷局が依頼を受けると、直ちに小田切総領事代理に伝えた。

山東巡撫ノ依頼ニ係ル紙幣製造ノ件ニ関シ、印刷局ハ之ヲ承諾ナリ。

明治三十四年八月二十八日

外務大臣曾禰荒助

小田切総領事代理宛

山東巡撫の依頼に係る紙幣製造の件に関して、印刷局はそれを承諾した。

日本印刷局が紙幣製造の承諾を受けたことを知った袁世凱は、光緒27年（1901）8月、馬廷亮を日本に派遣した。

本年夏間、復派道員馬廷亮前往日本、訪査該国銀行及鑄造銀元各章程、兼議購機器、票紙來東、籌款興辦、以為力占先著地步。³⁰⁾

袁世凱が馬廷亮を日本に派遣したことに關して、小田切万壽之助は曾禰荒助に書簡を送った。その書簡「銀票印刷依頼ノ為メ道台馬廷亮本邦へ出發ノ件」³¹⁾に次のように見られる。

山東巡撫袁世凱ハ、山東省内ニ流通セシムル銀票ノ印刷ヲ本邦ニ依頼致度、上日道台馬廷亮ヲ以テ、小官へ交渉致候ニ付キ。本邦ニ於テ、其依頼ニ応度上日、本月十六日附公信第三〇七号ノ申請ニ對シ、昨二十九日印刷局ニ於テ、承諾ニ儀御電示有之候ニ付、馬道台ニ通知致候処同人ニ直ニ袁巡撫へ其趣キ電報致袁巡撫ハ、今回道台馬廷亮ヲ委員トシ、銀票依頼ノ為メ本邦へ派遣スル旨小官へ電報致來候就テハ、馬道台ハ明三十一日當港發神戸丸ニ搭シ、本邦へ出發致候ニ付キ、同人着京シ上ハ、諸事便宜ヲ被其候様致度此段申進候敬具。

明治三十四年八月三十日

29) B3.4.3 Ref.B1109620、(第6画像)。

30) 廖一中、羅真容、『袁世凱奏議』、天津古籍出版社、上冊、310頁。

31) B3.4.3 Ref.B1109620、(第11画像)。

総領事代理小田切万壽之助
外務大臣曾禰荒助殿

小田切万壽之助は、印刷局が承諾したことを馬廷亮に通知し、同時に袁世凱にその事情も報告した。袁巡撫は銀票依頼に馬廷亮を委員として日本へ派遣した。馬道台は8月31日に上海発の神戸丸に搭乗し日本へ出発する予定であった。

委員馬廷亮は日本に到着し、日本印刷局と契約を締結し、「拾両四萬枚、伍両六萬枚、壹両三十萬枚ニシテ、紙幣表裏面ノ文字ハ、一様ナルモノ該着色ハ、各種異様ニ有之」と先に注文した紙幣の印刷を実行したと思われる。

こうして光緒27年（明治34、1901）に山東省は「拾両」4萬枚、「伍両」6萬枚、「壹両」30萬枚の紙幣を山東省で流通させたのである。そのことは当時の新聞にも見られる。

『東京朝日新聞』第5435号、明治34年（1901）8月29日付の「清國より紙幣の注文」によれば、

昨年張之洞氏より湖北銀元局發行一元紙幣百萬枚との製造を我印刷局に依頼し來りしが、今又袁世凱氏より小田切領事の手を経て山東省官銀行の紙幣製造方を依頼し來れり。

とあり、1896年を最初として張之洞が日本の大蔵省印刷局に紙幣の印刷を注文したと同様に、1901年8月に、袁世凱が中国に駐在する小田切領事を通じて、同様に印刷局に紙幣の印刷を依頼してきたことを報じている。

ついで『東京朝日新聞』第5502号、明治34年（1901）11月7日付の「袁世凱より紙幣の注文」によれば、

袁世凱ハ山東省に於る紙幣の印刷を本邦商人に託せし由にて、右印刷方ハ多分印刷局にて引受る事となるべしと云ふ。

とあり、袁世凱が山東省で流用する紙幣の印刷を日本に依頼したのである。

その後、日本から導入し、山東省で流用された紙幣は印刷が精緻で、人々から大歓迎を受けたようで、袁世凱はさらに日本に印刷の追加注文を行っている。そのことは、1902年4月30日付の“*NORTH CHINA HERALD*”の‘*Government Notes in Shantung*’に、³²⁾

It is reported from China, the provincial capital of Shantung, that there has arrived there from Japan a limited quantity of Ten-tael notes which had been ordered to be printed by H E

32) “*NORTH-CHINA HERALD AND SUPREME COURT & CONSULAR GAZETTE THE WEEKLY EDITION OF THE NORTH-CHINA DAILY NEW*”, VOL.LXVIII, NO.1812, SHANGHAI, APRIL. 30. 1902, p.856, ‘*Government Notes in Shantung*.’

YuanShih-k'ai when Governor of Shantung. These notes have been handed by the Provincial Treasurer over to the large banks of Chinan to introduce into the market as Government currency, and if the people take hold of the innovation the Government lithograph works in that city will reproduce the new notes as many as desired.

とあるように、1902年4月30日“*NORTH CHINA HERALD*”（『北華捷報』）の「山東政府公告」において、山東巡撫の袁世凱が、日本から数量限定である紙幣の“十兩”紙幣を導入し、済南の財政部長はその“十兩”紙幣を政府の紙幣として各銀号に供与し、市場に流通させようとしていたのである。

おわりに

これまで袁世凱が、1910年以降においてさまざまな幣制改革を行ったことが明らかにされてきたが、1901年に袁世凱が山東省で日本製紙幣の導入によって、紙幣の流通を改革実施したことは、「袁世凱による日本製紙幣の原紙の導入」³³⁾で紹介した通りである。袁世凱は、張之洞が1896年に湖北省で実施した日本製紙幣の導入による改革³⁴⁾に倣って、日本に紙幣の製造を直接指示し、日本政府下の印刷局で製造を依頼して、日本製紙幣を導入した。

袁世凱は、1900年3月に山東巡撫となったが、その時の山東省は財政悪化が進んでおり、紙幣の発行をしたものの、それが粗悪紙幣であったため、忽ち偽造が行われ、経済の混乱が収まらなかったのである。そこで、1896年に湖北省の張之洞が日本から日本製紙幣を導入して、経済混乱を鎮めようとした政策に倣って、袁世凱も同様の政策を実施したのである。

袁世凱が日本政府の印刷局に日本製の紙幣の製造を依頼したことは、日本側の資料からも明らかである。とくに、すでに指摘したように、「山東省巡撫袁世凱ヨリ紙幣製造ノ依頼ノ件 明治三十四年」³⁵⁾、「山東巡撫袁世凱ノ依頼ニ係ル紙幣製造方ニ関スル件」³⁶⁾、「銀票印刷依頼ノ為メ道台馬廷亮本邦へ出発ノ件」³⁷⁾などから、先に紹介したように³⁸⁾、日本から「拾兩」を4万枚、「伍兩」を6万枚、「壹兩」を30万枚導入して山東省で流通させ、大きな成果を上げ、翌1902年にも、数量を限定しながら、“十兩”紙幣を導入したのである。

以上のことから、袁世凱の幣制改革の基本的な狙いを指摘すると、それは張之洞の一部地域に限定される改革とも異なって、中国という国家全体の方向性を視野に入れたものと考えられる。というのは、

33) 何娟娟「袁世凱による日本製紙幣の原紙の導入」『文化交渉』（東アジア文化研究科院生論集）第5号、2015年11月、297-308頁。

34) 何娟娟「清国湖広総督張之洞の日本製紙幣の導入」『文化交渉』（東アジア文化研究科院生論集）第3号、2014年9月、289-300頁。

35) アジア歴史資料センター、外務省外交史料館、B1109620（第2、3画像）。

36) 同書、B3.4.3 Ref.B1109620、（第4、6画像）。

37) 同書、B3.4.3 Ref.B1109620、（第11画像）。

38) 何娟娟「清末広東省における日本製紙幣の導入」『東アジア文化交渉研究』第9号、2016年3月、77-98頁。

1900年の義和団事件すなわち庚子事変に、ドイツの勢力が山東省に拡大してきたことに対する袁世凱の危機感が背景にあったと考えられる。

つまり、張之洞の立場とは異なって、袁世凱には、自ら国家を指導するのだと強い意志が芽生えていたと推測されるのである。